

国立国際医療研究センターにおける コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）では、「国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおける研究活動上の不正行為の防止及び研究費の適正な運営管理の確保に関する規程」（以下、「不正防止規程」という。）第5条第2項に定める研究活動上の不正防止及び研究費の適正な運営管理を目的とした研究倫理教育、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日文科省改正）（令和3年3月4日厚労省改正）において実施することを定められた啓発活動の具体的な実施計画を以下のとおり策定し、この計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

センターの研究に携わる全ての構成員の不正防止に対する意識の向上等を図ることを目的とし、内部教育研修（①対面又はオンラインでの研修会、もしくは②研修会に参加できない者は、当該講義資料を用いたeラーニングによる自己学習のいずれか）と外部教育研修（以下に指定するeラーニング教材）の二種を実施する。対象者および受講の回数、実施内容は以下の通り。

	内部研修（1回/1年）		外部研修 （1回/3年）
	研究活動上の 不正行為に関すること	公的研究費の 取扱いに関すること	APRIN もしくは eL CoRE
常勤・非常勤の研究者 ^{注1} 研究費の配分を受けない者を含む	必須	必須	必須
客員研究員等 ^{注2}	必須	必須	必須
事務担当者等（研究所（肝炎・免疫研究センター含む）・臨床研究センター所属） 各部署内及び事務部門内において研究活動を事務的に補佐する者。常勤、非常勤、派遣スタッフ等 ※技術補佐員、実験助手等は、ここに含まれるものとする	必須	必須	必須
事務担当者等（上記以外） 各部署内及び事務部門内において研究活動を事務的に補佐する者。常勤、非常勤、派遣スタッフ等 ※技術補佐員、実験助手等は、ここに含まれるものとする	必須	必須	任意

（注1）「研究者」とは、センターに所属し、国立国際医療研究センター職員給与規程（平成22年4月1日規程第14号）第11条において定められた基本給表の種類にかかわらず、研究活動に携わる者をいう。

（注2）「客員研究員等」とは、職員等（常勤職員・非常勤職員）にはあたらないが、客員研究員、診療登録医、研究生、またはそれに準ずる身分を有し、センター内で週一回以上の研究活動に携わる者とする。

1. 研究所および臨床研究センターに在籍する者は、常勤・非常勤研究者、客員研究者等、事務担当者を含む全員について内部研修・外部研修いずれも受講必須とする。
2. 受講対象者は、庶務担当部署からの求めがあった時には、庶務担当部署が提出期限として設定した日付において有効な受講証を提出する。
3. 庶務担当部署は、前項の受講証の提出に基づき、不正防止規程第3条に規定される最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に各部署の受講状況について報告を行う。

【啓発活動】

センターの研究に携わる全ての構成員を対象とし、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的とする。

コンプライアンス教育で知識を習得させ、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を図ることで相互補完し、より効率的・効果的な内容とする必要があるため、内容は随時柔軟に見直しながら実施することとする。

方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ NCGM ポータルでの関連サイト（常設）による職員の意識啓発、関連する情報の提供 ・ センター管理会議等を通じた最高管理責任者からの呼びかけ（年 1 回） ・ メール配信等による情報共有・注意喚起（四半期毎） ・ ポスター掲示等（年 2 回）
実 施 内 容	<p>コンプライアンス教育と併用し、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案含む)及び不正発生要因等についてわかりやすく周知し、センター内での認識の共有を図る。</p>

令和 5 年 4 月 1 日施行

令和 5 年 10 月 19 日改正

国立国際医療研究センターにおけるコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

